資料２

# 令和８年度の県の取組（案）

## １　高齢者虐待相談・援助窓口に関する事業（高齢者虐待対策機能強化事業）

イ　目的等　　市町村や地域包括支援センターの行う虐待対応等を支援するとともに、施設等利用者（家族）や介護担当者等の相談に応じ、具体的な助言等を行う相談窓口を設置する。

ロ　実施主体　　県（事業委託を想定）
※令和７年度委託先：宮城福祉オンブズネット「エール」

ハ　内　　容　　電話やメール等による相談対応、高齢者虐待事例への対応助言等

## ２　高齢者権利擁護に関する取組等

（１）高齢者権利擁護推進研修会

イ　目的等　　高齢者虐待防止法の趣旨を理解し、介護保険施設及び介護サービス事業所の職員それぞれが身体拘束廃止をはじめとした権利擁護についての取組を行われるよう、各職員の経験年数や職責等に応じた研修を行う。また、市町村職員、地域包括支援センター職員及び県保健福祉事務所職員等が、高齢者虐待事案に円滑に対応できるように実践的な研修を行う。

ロ　実施主体　　県（事業委託を想定）
※令和７年度委託先：宮城福祉オンブズネット「エール」

ハ　内　　容　　①市町村職員、地域包括支援センター職員、県保健福祉事務所職員等対象（１日×１回）
②施設長、介護主任、介護相談員等対象（１日×１回）
③介護職員等対象（１日×１回）
④看護職員等対象（１日×１回）

（２）高齢者権利擁護推進委員会

イ　目的等　　知事の諮問に応じ、高齢者虐待の防止その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調査審議する高齢者権利擁護推進委員会の開催

ロ　実施主体　　県（長寿社会政策課）

ハ　開催予定　　年１回

（３）人権啓発活動地方委託事業

イ　目的等　　法務省事業である標記事業を受託し、権利擁護に関連する事業を実施する。

ロ　実施主体　　県

ハ　内　　容　　仙南保健福祉事務所：研修会（内容：市町村職員及び地域包括支援センター職員を対象とした高齢者の虐待防止に関すること）
東部保健福祉事務所：講演会（内容：施設・事業所及び市町村職員を対象とした高齢者虐待防止に関すること）
長寿社会政策課：資料作成（内容：成年後見制度に関すること）

（4）介護保険法に基づく運営指導

イ　目 的 等　　指定期間中に少なくとも１回以上、介護施設・事業所を訪問し、介護サービスの質、運営体制（高齢者虐待防止のための取組や身体拘束廃止・防止の取組も含む）、介護報酬請求の状況等について確認を行うもの。

ロ　実施主体　　県（各保健福祉事務所）

ハ　内　　容　　現地確認、ヒアリング及び書類検証

## ３　成年後見制度利用促進基本計画に基づく体制整備について

（1）宮城県成年後見制度利用促進協議会

イ　目 的 等　　成年後見制度の利用促進に当たり、家庭裁判所や専門職団体は広域で設置されていることを踏まえ、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所や専門職との連携が十分でない市町村に対する支援を検討するために開催されるもの。

ロ　実施主体　　県（長寿社会政策課）

ハ　内　　容　　担い手の確保・育成に関すること、管内市町村の体制整備等の促進に関すること、市町村、中核機関や法人後見実施団体等の交流の機会の支援に関すること等

（2）情報交換会

イ　目 的 等　　市町村職員と司法・福祉関係者、家庭裁判所等による情報交換の場を設置し、成年後見制度利用促進法及び基本計画に基づく権利擁護支援の地域連携ネットワークに関する体制整備の推進を図るもの。

ロ　実施主体　　県（長寿社会政策課）

ハ　内　　容　　圏域別、体制整備状況別等での情報・意見交換会の実施

（3）市町村への司法職派遣事業

イ　目 的 等　　弁護士や司法書士によるアドバイザーを派遣し、市町村における権利擁護支援が専門職の視点も含めて適切に検討・実施されるための体制整備を推進するもの。

ロ　実施主体　　県（長寿社会政策課）

ハ　内　　容　　研修会や地域ケア会議等への専門職の派遣

（4）成年後見制度に関する普及啓発研修会

イ　目 的 等　　市町村職員や相談関係機関職員、介護保険施設職員、民生委員、金融機関職員等を対象とし、権利擁護支援や意思決定支援に関する理解促進を図るもの。

ロ　実施主体　　県（事業委託を想定）
※令和７年度委託先：宮城県社会福祉士会

ハ　内　　容　　上記を対象とした研修会の実施

（５）市町村長申立研修会

イ　目 等 等　　市町村職員等を対象とし、市町村長が家庭裁判所に法定後見（家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等）の審判開始の申立てを行う市町村長申立について、制度や方法等の周知を図るもの。

ロ　実施主体　　県（長寿社会政策課）

ハ　内　　容　　上記を対象とした研修会の実施

（６）市民後見人養成研修【新規】

イ　目 等 等　　第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により、成年後見制度に対するニーズの増加や多様化が見込まれる中で市民後見人の育成を進めることで、後見人等の担い手の確保や本人に寄り添った適切な後見人等の選任を進める。また、市民後見人養成研修修了者の後見人等としての活躍に加えて、意思決定支援に関する幅広い場面で活躍できるよう、育成の機会を構築する。

ロ　実施主体　　県（長寿社会政策課）

ハ　内　　容　　県で市民後見人養成研修を実施する。

（７）市民後見人養成・支援事業

イ　目 的 等　　市町村における市民後見人候補者の養成や、養成後のフォローアップ等の取組を行う市町村を支援するもの。（補助事業）

ロ　令和８年度事業実施（補助対象）予定市町村：仙台市、富谷市

①仙台市の事業計画

・成年後見制度に関係する各団体の意見交換等の実施（成年後見サポート推進連絡協議会）
・市民後見人養成講座（第五期）の実施
・市民後見人養成講座修了者に対する継続的研修の実施
・家庭裁判所への市民後見人候補者推薦のための受任調整、受任後の市民後見人支援

②富谷市の事業計画

・市民後見人養成講座修了者に対する継続的研修の実施